

2021年6月28日

宗議会議長

新 羅 興 正 殿

発議者 藤 井 学 昭 ㊞

内局不信任決議（案）

宗会条例第42条及び宗議会議事条規第22条に規定により、上記の議案を提出いたします。

理 由

2020年宗会（常会）は、新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、宗議会を6月17日から19日までの三日間、参議会を6月21日から22日までの二日間の日程で開催されました。

この常会は会期も短く、口頭での質疑もなされない異例なものでした。総長演説・財務長演説ならびに提出予定議案は事前に書面で送付され、それに対する質問・答弁も書面で行われました。そして当局提案の案件はすべて可決され、6月22日に閉会されました。

ところがその後時を経ずして、7月1日付で宗務総長から議員宛に「総発第147号」という文書が届きました。2020年度の経常費御依頼額をさらに5億円減額するという、驚くべき内容のものでした。

言うまでもなく、総長演説は宗務執行の基本方針を示すものであり、財務長演説はそれに基づく財務の方針を示すものです。そして予算案を含むすべての案件は、それに基づいて提案されるものです。

総長演説においては、喫緊の課題であるコロナ感染症の対応として5億円の減額が表明され、財務長演説ではこの減額措置による歳入不足の補填のために、宗務役員の人件費削減、更なる歳出の抑制・削減、平衡資金からの2億7千万円もの融通など、重大な提案がなされました。今年の宗務執行の方針や予算の根幹にかかわる事案ですから、それらに対する多くの意見・質問も寄せられました。賛否はあるにせよ、そうした議会における審議を経て議決された予算でした。

しかしそのわずか一週間後に、判断の変更をせざるを得ないような状況の変化がないにもかかわらず、何の説明もないまま内局の独断により御依頼額の更なる5億円の減額が示されました。それは先の常会でなされた演説とそれに基づく予算案を自ら否定するものであり、それに対してなされた審議を否定するものです。それは宗憲第94条「本派の財政は、両議会の議決に基づいて、これを処理しなければならない」という規定に違反するばかりか、議会そのものを無視した暴挙であります。

この内局の行為に対し各方面から多くの疑義が発せられ、ついには宗参の議長・副議長連名による「提言書」が宗務総長に対して提出されるという異例の事態にまで発展しました。しかし、内局の姿勢をただし、宗会と内局の信頼関係を回復せんとするこの動きも功を奏せず、謝罪はおろか説明責任も十分果たされず、信頼関係は今も深く毀損されたままです。

わが教団は、いわゆる「教団問題」の混乱と苦闘を経て、「この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う」という基本精神を掲げるに至りました。多くの疑義に対しても、「御依頼は内局の専横事項である」と繰り返すばかりで、多くの声に耳を傾けようとしない姿勢は、まさに「専横専断」であると言わざるを得ません。

今宗門は、「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要」を目前にひかえ、新たな宗門のかたちを模索すべき時を迎えています。この大事な時期に、宗憲の根本精神をゆるがせにして恥じることのない但馬内局に、宗務執行の権限を託すわけにはいきません。よって、ここに内局不信任決議を提案いたします。

以上